

美祿市立秋芳中学校いじめ防止基本方針

いじめとは

いじめの定義・・・「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な影響（インターネットを通じて行われたものも含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」

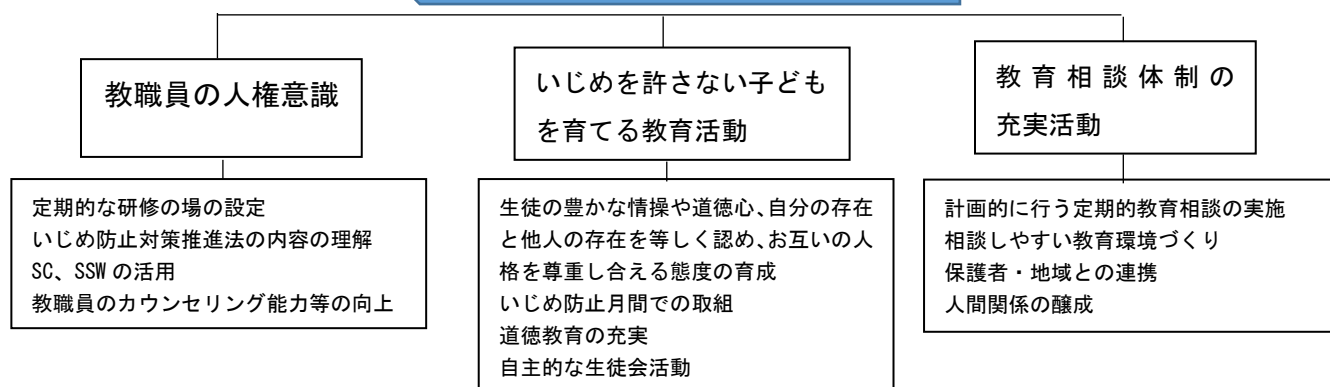
具体的ないじめの態様

- ◇ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

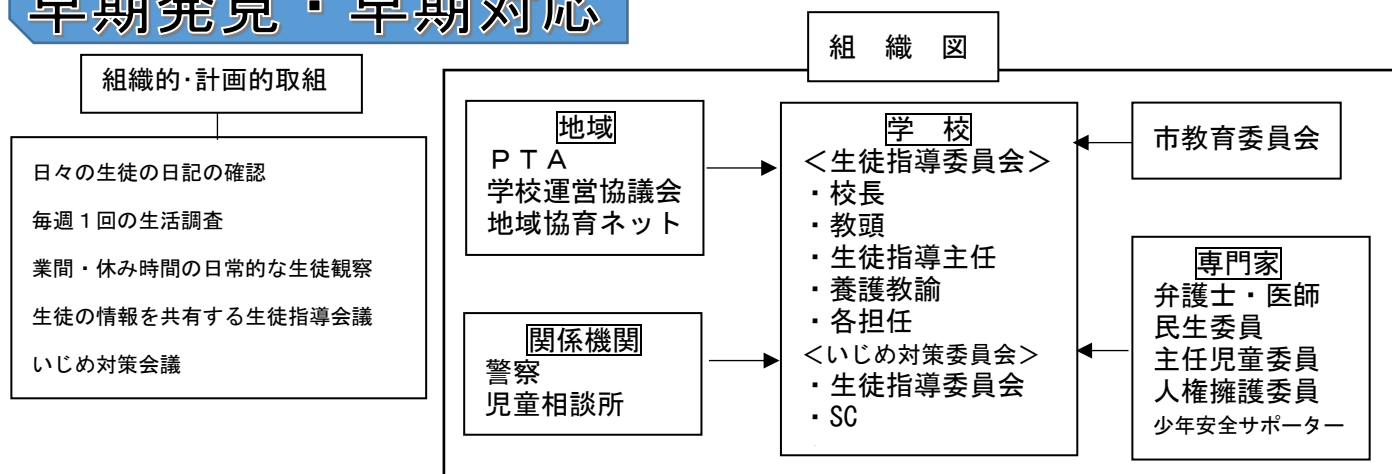
いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ということ

いじめを許さない学校づくり

未然防止の手立て



早期発見・早期対応



重大事態への対処

重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

いじめを受けた児童生徒
や保護者の立場に立って

発生報告

調査組織の設置

調査方針の説明

調査の実施

結果の説明

小さなこと、どんなことでも、ご相談を！